

額面増えても喜べない 年金「実質目減り」って何？

長期の「マクロ経済スライド」意識し対策を

日本経済新聞 2015/3/28

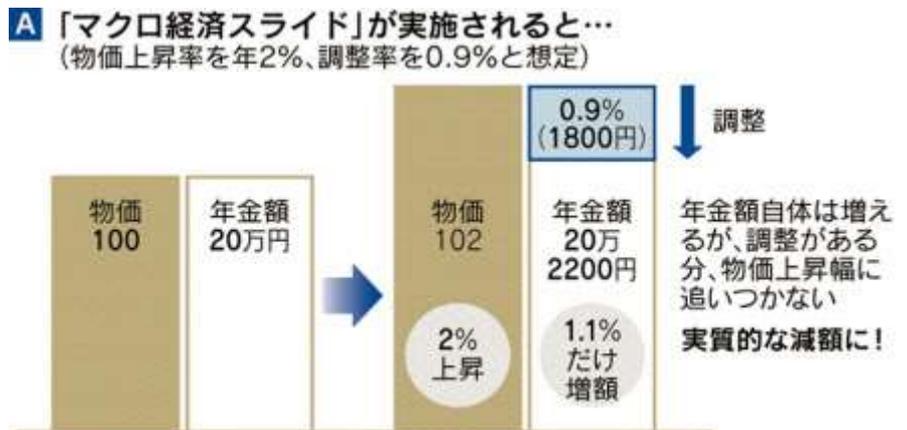
4月1日から2015年度に入り、年金額の改定で初めて「マクロ経済スライド」が実施される。支給額を物価や賃金の上昇率よりも低く抑える仕組みで、年金は「実質目減り時代」に突入したといわれる。こうした状況はいつまで続き、もらう年金額はどうなるのか。試算も交えて調べた。「減ると言われてたけど、実際には減らないみたいじゃないですか」。社会保険労務士でファイナンシャルプランナー（FP）の井戸美枝氏は最近、ライフプランや医療保険の相談を受ける際、相手からこんな指摘を受けることが増えた。

4月分の年金（6月支給分）から、厚生年金（夫婦2人分の基礎年金を含む標準的な年金額）は月額22万1507円、国民年金（基礎年金＝満額、1人分）は同6万5008円となり、14年度に比べるとそれぞれ2441円、608円増える。率にすると0.9%。プラス改定は16年ぶりだ。

だが、物価や賃金の上昇率はこれより高いので年金額の価値は減る。「もらう額が増えてよかったと使ってしまう、先行きお金が足りなくなったら元のもくあみ。実質的に減っていることを理解したい」と、ニッセイ基礎研究所の中嶋邦夫主任研究員は話す。

■マクロ経済が影響

原因は、これまでもらい過ぎていた部分（特例水準）の解消（0.5%）に加えて、マクロ経済スライドが初めて適用されるからだ（図A）。今回のスライドによる抑制幅は0.9%。この分、支給額は減っており、みずほ総合研究所によれば、その額はそれぞれ前述の厚生年金の月額で1908円、国民年金は533円になる。

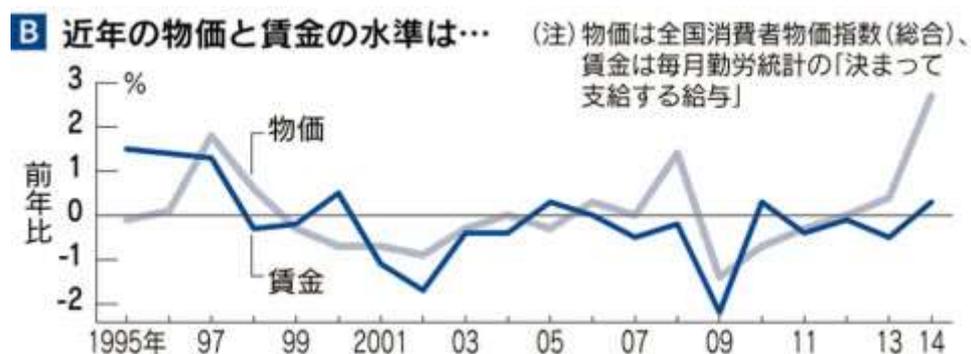


公的年金はこれまで原則として新たにもらい始める人は賃金の変動率で、すでにもらっている人は物価変動率で毎年改定されてきた。一方のマクロ経済スライドでは、年金の現役被保険者の減少率や平均余命の伸びを勘案した調整率を設定して、その分を賃金や物価の変動率から差し引いて改定する。調整率は当面は1%前後が見込まれている。

ただし、賃金や物価がマイナスだったり、伸びが小さかったりすると完全には実施できない。04年に導入されながら、10年も発動できなかったのは、デフレ経済が続いたことなどが原因だ。14年は消費税上げもあり、賃金・物価が伸び、15年度にスライドが実施されることになった。

デフレでもスライドを発動できるような制度見直しが議論されてきたが、先送りに。代

わって浮上したのが、デフレ時に凍結した部分を翌年以降に持ち越し、14年のように賃金・物価が伸びたときにまとめて実施するという考え方だ。ただ、複数年分の調整をできるのは1%を上回る上昇率があった場合。過去20年で物価上昇率が1%を超えたのは3回しかない（グラフB）。



■成長シナリオで差

マクロ経済スライドはいつまで続き、年金額はどうなるのか。終了年度の見込みは経済状況で異なり、14年財政検証のケースA～Hで考えると、経済が再生し女性や高齢者の就労が進むケースE（標準シナリオ）では厚生年金が20年度、国民年金は43年度。30年近く続くため、現役世代にも影響を及ぼす。経済が低迷し労働参加が進まないケースG（低成長シナリオ）では31年度、58年度とさらに長くなる。

2つのケースで妻が専業主婦の会社員世帯を対象に、夫の年齢と年収別（350万円、500万円、800万円）に65、75、85歳時点でもらう額を試算した（表C）。標準シナリオの場合、50歳と40歳の方は調整されるのは国民年金部分のみ、低成長シナリオでも40歳は国民年金部分だけだ。年収が高い人より低い人の方が目減り率が高いのは、調整が長く続く国民年金の全体に占める比率が高いためだ。

C 将来もらう年金額はいくら？
(40年間働く会社員の夫と専業主婦の妻のケース)

厚生年金の年金月額(万円)

現在の年齢(夫)	年収(万円)	65歳時点		75歳時点		85歳時点	
		標準シナリオ	低成長シナリオ	標準	低成長	標準	低成長
60歳	350	18.0	18.1	16.9	16.5	16.3	15.4
	500	20.5	20.6	19.4	18.8	18.9	17.7
	800	25.5	25.6	24.4	23.3	24.2	22.2
50歳	350	19.8	18.3	18.3	17.2	18.1	16.2
	500	22.7	20.9	21.2	19.7	21.1	18.7
	800	28.5	25.9	27.0	24.7	27.0	23.7
40歳	350	20.4	18.1	19.9	17.1	20.2	16.3
	500	23.6	20.8	23.1	19.8	23.6	19.0
	800	30.2	26.3	29.7	25.3	30.4	24.5

(注)みずほ総合研究所作成。標準シナリオは物価上昇率1.2%・実質賃金上昇率1.3%、低成長シナリオは同0.9%・同1.0%のケース(14年の厚生労働省の財政検証で示されたケースEとGでGは機械的に給付水準調整を進めた場合)。金額は名目額を物価で割り戻した現在価値ベース

年金をもらい始める65歳と85歳時点を比較すると、減少幅は、60歳の人は標準で月1万数千円、低成長で同2.7万～3.4万円になる。標準シナリオの場合、厚生年金の調整が早めに終わるので年金額は81歳前後が底になり、その後わずかずつだが増える。ただし、低成長ならばその後も減り、年収800万円では88歳時点が底になり、そのときの年金月額は21.9万円。減少幅は3万6000円を超え、かなり厳しい。

50歳の減額幅は、標準シナリオでは1万数千円、低成長シナリオなら2万円を超える。標準ならば80～81歳前後が年金額の底だ。スライドの調整をあまり受けない40歳の人の場合は、標準シナリオでは85歳ですでに年金額は増加に転じるケースもある。低成長では目減りが続き、マイナス幅は2万円近くになる計算だ。

注意したいのはこれらが支給額である点。「実際にはここから税金のほか、公的医療保険などの社会保険料が引かれるので手取り額はさらに減る」と、みずほ総合研究所の堀江奈保子上席主任研究員は指摘する。

年金額の目減りに対しては、「早いうちから将来もらえる額を増やしたり、貯蓄や運用で老後資金を蓄えたりする工夫が必要。支出の抑制も欠かせない」(井戸氏)。年金額を増やす基本は夫婦ともに長く勤め、可能ならば厚生年金に加入することだ。今後適用の拡大が見込まれる確定拠出年金など、年金の上乗せ制度を活用して備えることも重要だろう。(編集委員 土井誠司)

地方公務員年金、国内株式25%に 資産構成で引き上げ案

日本経済新聞 2015/3/27

地方公務員の年金資産を運用する地方公務員共済組合連合会は27日、資産構成の目安を見直して、国内株式の比率を14%から25%に引き上げる案を発表した。国内債券は64%から35%に下げる。会社員の厚生年金との一元化を10月に控えて、130兆円超の公的年金

を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）と同じ資産構成にする。

海外株式には25%、海外債券には15%を振り向ける。地方公務員共済は地方自治体の職員や警察官など300万人弱が加入しており、運用資産額は39.8兆円（2014年3月末）。国家公務員共済組合連合会も同じ目安を発表している。

新しい目安案は10月までに高市早苗総務相から承認を受けて適用する。ただ実際には新しい目安値を見すえて、資産の入れ替えを前倒しで進める公算が大きい。

介護保険月5000円超え 高齢者に非情の春

東京新聞 2015年3月28日

2015年度 社会保障制度 こう変わる	介護	4月	★ 65歳以上の介護保険料が平均月5000円超に	初5000円	
			要支援者向けの訪問・通所介護が市町村事業に		
			★ 介護報酬を2.27%引き下げ		
			★ 特別養護老人ホームの新規入所を厳格化		
			★ 特養などの相部屋に入る低所得者の光熱水費を引き上げ		
		8月	★ 一定所得がある人の利用者負担が1割→2割に	サービス抑制	
		★ 特養に入る低所得者の家賃などの補助縮小			
		★ 一定所得がある特養の相部屋利用者は部屋代が全額自己負担に			
		医療	4月	★ 国民健康保険料の上限額が年81万円→85万円に	初めの年金減額開始
			10月	医療事故調査制度の開始	
	年金	4月	★ 国民年金保険料が月1万5250円→1万5590円に	初めの年金減額開始	
		9月	★ 厚生年金の保険料率が17.474%→17.828%に		
	子育て支援	4月	子ども・子育て支援新制度の開始 保育所整備や保育士の処遇改善などを推進	初めの年金減額開始	
	貧困対策	4月	生活困窮者自立支援法の施行 生活相談などを通じて経済的に苦しい人の自立促進		
		7月	★ 生活保護の住宅扶助の削減		
		10月	★ 生活保護の冬季加算の削減		

社会保障制度の各分野で四月から、制度改正を受けた措置がスタートし、国民の負担が増加する。特に介護分野は六十五歳以上の介護保険料が初めて一人当たり平均月五千元を超える見込みで、さまざまなサービスも抑制される。高齢者の生活を支える公的年金では

給付削減が始まる。増え続ける社会保障費を抑制するのが目的だが、介護の保険料アップ、サービス抑制、年金減額と高齢者にとっては“トリプルパンチ”の春となる。（鈴木穰、我那覇圭）

四月から上がる介護保険料は、財務省の試算では六十五歳以上の約二千三百万人が対象で、全国平均で月五千五百五十円程度になる。今の平均額から約六百円上がり、二〇〇〇年度に介護保険が創設されて以来、初めて五千円を超える。

その上、介護サービスは抑制される。特別養護老人ホームの相部屋を利用する低所得者は四月から、光熱水費は月一万円から約千五百円増に。特養は五十二万人の待機者がいるが、新規入所は原則、容体の重い要介護3以上に厳しくなる。

八月からは住民税課税世帯の利用者らは相部屋代が介護保険対象から外れ、現行の一分負担が全額負担に切り替わる。負担は月約一万四千元まではね上がる見通しで、五万～六万人が対象となる。費用の安い特養は「低所得者の受け皿」施設となっているだけに負担増は生活に重くのしかかる。

特養だけでなく、一定の所得の人は八月から、施設・在宅介護ともサービスの利用者負担が一分から二分に。例えば、対象者は一人暮らしで年収が年金だけの場合二百八十万円以上。

介護事業者を支払われる介護報酬も四月から2・27%引き下げられる。収入の柱だった基本報酬が削られ、事業の撤退や縮小が懸念される。

公的年金は、物価・賃金の上昇分より年0・9%低く給付を抑える仕組み（マクロ経済スライド）が、〇四年の制度導入後、初めて実施される。年金額の上昇率は物価や賃金の伸びに追いつかず、実質的には目減りする。年金の受給者は約四千万人。年金額は国民年金を満額受給している人で月六百円、厚生年金のモデル夫婦で月二千元程度目減りすると計算されていて、高齢者の生活は苦しくなる。

主婦の未払い年金保険料 特例措置1日から開始

NHK 3月30日 4時24分

夫が自営業に転職した場合などに年金の切り替えをしていなかったため、受給額が減るおそれがある主婦を対象に、未払いの保険料を過去10年分まで、さかのぼって納付できるようにする特例措置が4月1日から始まります。

サラリーマンの夫に扶養されている主婦は国民年金の保険料を納める必要はありませんが、夫が自営業に転職したり、離婚したりした場合は切り替え手続きをして保険料を納めることになっています。

厚生労働省は切り替え手続きをしていなかったため、受給額が減るおそれがある人は全国で少なくとも54万人に上るとみており、こうした人を対象とする特例措置が4月1日から始まります。具体的には60歳未満の人の場合、過去10年以内、60歳以上の人の場合、50歳から60歳までの間の保険料の未払い分を納付することができ、これによって受給額も増えることとなります。

特例措置は平成30年3月まで実施され、日本年金機構は先月から対象者に申込書を送っていますが、把握できていない人がいる可能性もあるとしており、心当たりのある人は、

専用ダイヤルに電話するか、年金事務所に相談してほしいとしています。専用ダイヤルは0570-011-050です。